

産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）処分業許可に係る申請書等

R7.4.1 栃木県環境森林部資源循環推進課

☆産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）処分業の新規及び変更の許可については「栃木県廃棄物処理に関する指導要綱」に定められた手続を終了した後に申請を行ってください。

1 略

2 申請方法等

(1) 申請書及び添付書類等は、次のいずれかの方法で提出してください。なお、申請書及び添付書類は、正副2部作成し、副本を申請者の控えとしてください。

ア 郵送による提出

次の書類等を同封し、簡易書留により郵送してください。

(ア) 申請書の正本（添付書類も含め全ての必要書類を送付してください。）

(イ) 申請書の副本（記入した申請書正本の表紙（様式第8号、第10号、第14号又は第16号の（第1面））のコピー）

(ウ) 申請手数料分の栃木県収入証紙、POSレジから出力された当該手続のレシート又は栃木県電子申請システムの申込内容照会の申込内容印刷ボタンにて印刷できる画面コピー※

(エ) 申請書副本返送用の返信用封筒（普通郵便可。返信先を記載し切手を貼付したもの。）

(オ) 許可証返送用のレターパックプラス（返信先を記載したもの。）

イ 持参による提出

あらかじめ日時を予約の上、次の書類を持参してください。

(ア) 申請書の正本（添付書類も含め全ての必要書類を持参してください。）

(イ) 申請書の副本（添付書類も含め全ての必要書類を持参してください。）

(ウ) 申請手数料分の現金、キャッシュレス決済が可能なクレジットカード等（庁舎で証紙を購入できます。キャッシュレス決済用のPOSレジは庁舎にあります。）又は栃木県電子申請システムの申込内容照会の申込内容印刷ボタンにて印刷できる画面コピー※

(エ) 許可証の郵送を希望する場合、許可証返送用のレターパックプラス（返信先を記載したもの。）

※栃木県電子申請システムの申込内容照会の申込内容印刷ボタンにて印刷できる画面コピーを印刷できない場合は、様式第8号、様式第10号、様式第14号又は様式第16号の裏面に整理番号を記入して他の書類と併せて提出してください。

(2) 申請を行政書士等に委任する場合には、委任状を提出してください。

(3) 更新許可申請については、許可期限の4ヶ月前から受け付けますので、「5標準処理期間」を考慮して、余裕をもって申請してください。

(4) 申請書は、正副2部作成し、副本を申請者の控えとしてください。なお、申請先の環境森林（管理）事務所の管轄区域以外にも事業場を有している場合は、当該事業場を管轄する環境森林（管理）事務所分の副本（添付書類も含め全ての必要書類）を追加してください。

3～5 略

産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）処分業許可に係る申請書等

R6.10.1 栃木県環境森林部資源循環推進課

☆産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）処分業の新規及び変更の許可については「栃木県廃棄物処理に関する指導要綱」に定められた手続を終了した後に申請を行ってください。

1 略

2 申請方法等

(1) 申請書及び添付書類等は、次のいずれかの方法で提出してください。なお、申請書及び添付書類は、正副2部作成し、副本を申請者の控えとしてください。

ア 郵送による提出

次の書類等を同封し、簡易書留により郵送してください。

(ア) 申請書の正本（添付書類も含め全ての必要書類を送付してください。）

(イ) 申請書の副本（記入した申請書正本の表紙（様式第8号、第10号、第14号又は第16号の（第1面））のコピー）

(ウ) 申請手数料分の栃木県収入証紙又はPOSレジから出力された当該手続のレシート _____

(エ) 申請書副本返送用の返信用封筒（普通郵便可。返信先を記載し切手を貼付したもの。）

(オ) 許可証返送用のレターパックプラス（返信先を記載したもの。）

イ 持参による提出

あらかじめ日時を予約の上、次の書類を持参してください。

(ア) 申請書の正本（添付書類も含め全ての必要書類を持参してください。）

(イ) 申請書の副本（添付書類も含め全ての必要書類を持参してください。）

(ウ) 申請手数料分の現金又はキャッシュレス決済が可能なクレジットカード等（庁舎で証紙を購入できます。キャッシュレス決済用のPOSレジは庁舎にあります。） _____

(エ) 許可証の郵送を希望する場合、許可証返送用のレターパックプラス（返信先を記載したもの。） _____

(2) 申請を行政書士等に委任する場合には、委任状を提出してください。

(3) 更新許可申請については、許可期限の4ヶ月前から受け付けますので、「5標準処理期間」を考慮して、余裕をもって申請してください。

(4) 申請書は、正副2部作成し、副本を申請者の控えとしてください。なお、申請先の環境森林（管理）事務所の管轄区域以外にも事業場を有している場合は、当該事業場を管轄する環境森林（管理）事務所分の副本（添付書類も含め全ての必要書類）を追加してください。

3～5 略